

令和8年2月10日

門川町議会議長 様

(5番) 門川町議会議員 松本 良一



一般質問通告について

令和8年門川町議会第1回定例会において、下記のとおり質問いたしたいので会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

受付	2月10日 午 前 4時20分 後	No. 1
----	-------------------	-------

質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
1. 門川町庁舎跡地について	<p>多くの町民から、門川町庁舎跡地についての質問が寄せられる。また先日、議会と門川中学校及び門川高校の生徒会との意見交換会のなかでも、庁舎跡地についての質問が出された。</p> <p>令和5年6月議会で、「庁舎跡地の活用について」質問を行ったが、その時の町長答弁では庁内に検討委員会を設置し、跡地活用の課題の整理を行い、民間事業者から意見を募集するサウンディング型市場調査を実施するとのことであった。</p> <p>あれから3年が経過しているが、旧庁舎はそのままである。</p> <p>① 現在まで3回の公募を実施したと思うが、契約に至らなかった理由は？</p> <p>② 今後の予定は？</p> <p>以上お尋ねします。</p>	町長

<p>2. 側溝清掃について</p>	<p>昭和 50 年代の東栄町区では、区民総出で 6 月第 1 日曜日の地区一斉清掃の日に公民館、公園の清掃に併せ、側溝清掃も行っていた。</p> <p>側溝蓋をあげ、汚泥を取り出し、清掃工場に持ち込む等大々的に側溝清掃を行っていた。</p> <p>その後、急速に高齢化が進み、重い側溝蓋を上げ、側溝内のごみを取り出し、搬出する作業が難しくなってきた。</p> <p>そこで東栄町区では、約 20 年前から、区民から側溝清掃負担金（年額 3,000 円）を徴収し、業者に側溝清掃を委託している。</p> <p>しかしこの委託料が近年急激に上昇し、区民の負担が限界に近づいている状況である。（昨年、2ヶ年で 280 万円であったが、今年は 5 割増しとの連絡あり）</p> <p>区民から、「町道の管理は、町の責任で行うべきではないか」との意見もあり、次の点についてお尋ねします。</p> <p>① 町道についての管理は？ ※広報かどがわ令和 8 年 2 月号からの抜粋 管理者が道路の安全管理に努める。（道路の穴ぼこ、路面の陥没、側溝蓋の破損等）</p> <p>② 現在、東栄町区と同様に、業者に委託している区は、何地区か？また全然側溝清掃を行っていない区もあると聞いたが事実か？</p> <p>③ それら業者に委託している地区の委託料は、概ねいくらか？</p> <p>④ 令和 5 年 6 月議会で、寺田議員の側溝清掃の質問について、当局の答弁で「全国的に問題となっているし、これからも直面する難題である。補助金の交付のみならず、側溝清掃のあり方自体について、より良い方法を模索していく。」と回答している。より良い方法を考えたのか？</p> <p>⑤ 地区が側溝清掃を中止した場合、側溝に汚泥等が堆積し、環境が悪くなると思うが？</p>	<p>町 長</p>
--------------------	---	------------